

## 吉見町要綱第3号

### 平成31年度吉見町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより婚姻に伴う経済的負担を軽減することを目的に、平成31年度吉見町結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、吉見町補助金等の交付に関する規則（昭和51年吉見町規則第14号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯 平成31年1月1日から平成32年3月31日までの間に、婚姻届を提出し受理された夫婦で町の住民基本台帳に記録（以下「住民登録」という。）されている夫婦をいう。

(2) 住居費 平成31年1月1日から平成32年3月31日までの間に、婚姻を機に町内に新たに取得し、又は賃借する住居（以下「当該住居」という。）に関する費用のうち、当該住居の取得費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料（生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあってはその全額、賃料について勤務先から住居手当が支給されている場合にあっては住居手当分に相当する額を除く。）をいう。

(3) 引越費用 平成31年1月1日から平成32年3月31日までの間に、婚姻を機に町内に引越しする際に要した費用のうち、引越し業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(4) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体により、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。

#### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 交付申請する日（以下「申請日」という。）において、当該住居に双方とも住民登録されているもの。

(2) 婚姻届を提出し受理された日における年齢が、双方とも34歳以下であるもの。

(3) 世帯の所得（夫婦に係る平成30年分（申請日が平成31年5月31日までの場合は平成29年分）の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号の合計所得金額を合算した金額。以下同じ。）が340万円未満（貸与型奨学金の返済がある場合にあっては世帯の所得からその返済した額を控除した金額、

婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合にあつては離職した者について所得なしとして、夫婦の所得を算出した金額が340万円未満)であるもの。

(4) 双方とも町税等の滞納がないもの。

(5) 双方とも吉見町暴力団排除条例(平成24年吉見町条例第13号)第2条第2項に規定する暴力団員でないもの。

(6) 双方とも平成30年度吉見町結婚新生活支援事業補助金及びこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないもの。ただし、第5条第3項の規定により決定した補助金の額、第6条第2項の規定により交付した額又はその合計額(第7条及び第8条の規定により、補助金の返還をした場合は、当該返還額を控除した額)が次条第1項の規定による上限の範囲内であった新婚世帯が平成32年3月31日までにを行う申請はこの限りではない。

(7) 双方とも吉見町新婚世帯移住定住促進奨励金交付要綱(平成30年吉見町要綱第9号)に規定する奨励金の交付を受けていないもの。

2 前項に規定するもののうち、夫婦の双方又は一方が他市区町村(当該他市区町村を包括する都道府県を含む。)におけるこの要綱と同様の趣旨による補助を受けているものは、同項の規定に関わらず補助対象者とししない。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の額は、住居費及び引越費用を合算した額を対象とし、1世帯当たり30万円を上限とし、予算の範囲内で現金で交付する。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、平成31年度吉見町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

(2) 第3条第3号の規定による新婚世帯の平成30年分の所得を証明する書類(申請日が平成31年5月31日までの場合は平成29年分)

(3) 離職を証する書類(離職した場合に限る。)

(4) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類(貸与型奨学金を返済していた場合に限る。)

(5) 当該住居の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書等の写し(住居費(住居の取得に係る費用に限る。)の補助金の交付を申請する場合に限る)

(6) 当該住居の賃貸借契約書及び領収書等の写し(住居費(住居における賃借に係る費用に限る)の補助金の交付を申請する場合に限る。)

(7) 当該住居に係る住居手当支給証明書(様式第2号)(住居費(住居における賃借に係る費用に限る)の補助金の交付を申請する場合に限る。)

(8) 引越費用に係る領収書等の写し(引越費用の補助金の交付を申請する場合

に限る。)

- 2 町長は、前項に規定する添付書類のほか、必要な書類を提出させ、又はその一部の提出を省略することができる。
- 3 町長は、第1項の規定による申請があったときは、審査その他必要な調査を行い、平成31年度吉見町結婚新生活支援事業補助金交付決定・却下通知書(様式第3号)により、申請者に結果を通知するものとする。
- 4 第1項の規定による交付申請は、平成32年3月31日までに行わなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第6条 前条第3項の決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに平成31年度吉見町結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、平成31年度吉見町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、町長がやむを得ないと認める場合はその限りでない。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、平成31年度吉見町結婚新生活支援事業補助金返還請求書(様式第6号)により期限を定め、その返還を命ずるものとする。

- 2 補助金の返還請求を受けた者は、補助金を速やかに返還しなければならない。

(報告等)

第9条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

- 2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。